

第 3 次

那霸市特定事業主行動計画

平成 2 7 年 4 月

那 霸 市

次世代育成支援対策推進法に基づき、那覇市特定事業主行動計画を次のとおり定める。

平成27年4月1日

那覇市長

那覇市教育委員会

那覇市議会議長

那覇市選挙管理委員会

那覇市代表監査委員

那覇市消防局長

那覇市上下水道事業管理者

総論

1 目的

次世代育成支援対策推進法に基づき、本市職員の子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るものとする。

2 計画期間

平成27年4月1日から平成37年3月31日までの10年間とする。ただし、平成31年度中に見直しを行う。

3 計画の推進体制

(1)任命権者(市長、教育委員会、議会の議長、選挙管理委員会、代表監査委員、消防局長及び上下水道事業管理者をいう。以下同じ。)は、本計画を推進するため、取組の効果・状況を年度毎に把握して、次年度以降の目標を設定するものとする。また、その後の対策の実施や計画の見直し等を図る。

(2)人事担当課長は、本計画の周知と環境の整備に取り組む。

(3)各所属長及び職員は、本計画の内容を理解し、その実施に努める。

具体的な内容

1 妊娠中及び出産後における配慮

- (1)母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度の周知
 - ア 人事担当課長は、妊娠・出産に関する特別休暇等の制度について情報を提供する（ハンドブック、ホームページ等）。
 - イ 所属長は、妊娠を申し出た職員に対し、個別に特別休暇等の取得手続について、ハンドブック等を活用して説明を行う。
- (2)人事担当課長は、出産費用の給付等の経済的支援のための制度について情報を提供する。
- (3)所属長は、妊娠中及び出産後の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。
- (4)人事担当課長は、出産休暇中の職員の業務に支障がでないよう、適切な代替要員（臨時職員等）の配置を行う。

2 子どもの出生時における父親の休暇取得の促進

- (1)任命権者は、子どもの出生時における父親の育児参加の促進のために、休暇制度の充実について検討する。
- (2)人事担当課長は、子どもの出生時における父親の特別休暇についてハンドブック等を活用して周知を図る。
- (3)所属長は、所属職員が、子どもの出生時における父親の特別休暇及び年休等を必要に応じて連続して取得できるよう配慮する。その際は、ハンドブック等を活用して説明を行う。

3 育児のための配慮

- (1)任命権者は、育児を行う職員のための休暇制度について、取得しやすいように運用の見直しを行う。
- (2)育児のために設けられている育児休業等の制度の周知
 - ア 人事担当課長は、育児休業等の制度について情報を提供する（ハンドブック、ホームページ等）。
 - イ 所属長は、子が生まれた職員に対し、個別に育児休業等の取得手

続について、ハンドブック等を活用して説明を行う。

- (3)人事担当課長は、育児休業手当金等の経済的支援のための制度について情報を提供する。
- (4)所属長は、育児休業等を取得しやすい雰囲気づくりに努め、育児休業等の取得の申出があった場合には、業務分担の見直しを行う。
- (5)人事担当課長は、育児休業中の職員の業務に支障がでないよう、適切な代替要員（臨時職員等）の配置を行う。
- (6)所属長は、職員から申し出があった場合には、育児のための時間に配慮した勤務時間の割り振り変更を行う。

4 庁内託児施設の設置等

任命権者は、庁内託児施設の必要性について引き続き調査を行い、設置の可否について検討する。

5 ワークライフバランスの推進

(1)超過勤務の縮減

- ア 所属長は、超過勤務の多い職員を把握し、職員間の業務量について平準化を図る。
- イ 所属長及び職員は、事務の効率化・簡素化を図る。
- ウ 人事担当課長は、定時退庁ができない職員が多い部署を把握し、当該部署の所属長に対し指導を行う。
- エ 人事担当課長は、水曜日のノー残業デー（全庁一斉定時退庁日）について、庁内放送等による周知を図る。

(2)休暇の取得の促進

ア 年次有給休暇の取得の促進

- (ア)所属長は、業務計画を策定・周知することにより、職員の計画的な年次有給休暇の取得促進を図る。
- (イ)所属長は、事務処理において相互応援ができる体制を整備するなど、職員が年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに努める。
- (ウ)所属長は、職員の年次有給休暇の取得状況を把握し、年次有給休暇の取得率向上を図る。

(I)人事担当課長は、年次有給休暇取得状況の確認を行い、取得率が低い部署の所属長に対し指導を行う。

(オ)所属長は、職員が子どもの学校行事やPTA活動日等に年次有給休暇を取得することを奨励する。

(カ)所属長は、職員が自身や家族の誕生日等の家族の記念日に年次有給休暇を取得することを奨励する。

イ 連続休暇等の取得の促進

(ア)所属長は、ゴールデン・ウィークや旧盆該当期間に会議の開催を自粛し、職員が連続休暇を取得しやすい環境の整備に努める。

(イ)所属長は、職員が週休日、国民の祝日又は夏期休暇と合わせて連続した年次有給休暇を取得することを奨励する。

6 人事異動における配慮

任命権者は、人事異動時において、仕事と子育ての両立に支障が出る場合は、当該職員の希望を考慮した上で、可能な範囲で配慮を行う。